

広報委員会規程

JSSM-2-650 2025. 2. 28 制定

第1条（目的）

本規程は、日本セキュリティ・マネジメント学会の広報委員会について、その構成、役割等必要な事項を定める。

第2条（構成）

広報委員会委員長および広報委員は定款第60条に基づき選任する。

2. 広報委員の推薦方法等は広報委員会委員長が定めることができる。

第3条（役割）

広報委員会は、学会内の各組織と連携し、対外的な発信やステークホルダとの双方向コミュニケーションにより学会活動を活性化するために以下の広報活動を推進する。

- ① 学会の広報に関する方針検討、計画策定、推進
- ② 学会ウェブその他媒体による学会の広報（総務部会との連携）
- ③ 全国大会の開催に関する広報（全国大会実行委員会との連携）
- ④ 学術講演会、公開討論会等のイベントに関する広報（企画部会との連携）
- ⑤ 各種表彰に関する広報（表彰部会との連携）
- ⑥ その他、広報に関する活動（事務局との連携）

第4条（運営）

前条の役割を果たすため、広報委員会を開催する。

2. 広報委員会の運営に係る経費については、必要に応じ、学会に請求できる。
3. 広報委員会の運営は、広報委員会の開催によるほか、電子メールによって行う。
4. 広報委員会は、原則として広報委員長の発議で開催する。

第5条（本規程の改廃）

広報委員会は本規定の改廃を発議することができ、定款第42条に基づき理事会によって改廃が行われる。

附則

この規程は2025年2月28日から施行する。